

鳥取砂丘ソフトボールクラブ規約

(名 称)

第1条 このクラブの名称は、鳥取砂丘ソフトボールクラブ（以下「砂丘クラブ」という。）と称する。

(会 員)

第2条 砂丘クラブは、鳥取県東部地区に在住又は勤務する50歳以上（当該年4月1日現在）の者で、このクラブの活動および目的に賛同する者

(事務局)

第3条 事務局は、代表の指定する所に設け、砂丘クラブの運営に必要な事務を処理する。

(目 的)

第4条 砂丘クラブは、ソフトボールを通して部員相互の親睦を図るとともに、健康増進と充実したスポーツライフを実現することを目的とする。

(事 業)

第5条 砂丘クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鳥取市熟年ソフトボール連盟が主催するリーグ戦に参加する。
- (2) 日本ソフトボール協会が主催する各種大会および地域交流大会に積極的に参加する。
- (3) その他、目的を達成するために必要な事業を行う。

(役 員)

第6条 砂丘クラブに次の役員を置く。任期は1年とし再任は妨げない。

代 表	1名			
会 計	1名			
監 事	2名			
実 年	監督 1名	主将 1名	コーチ 若干名	
シニア	監督 1名	主将 1名	コーチ 若干名	
ハイシニア	監督 1名	主将 1名	コーチ 若干名	

(総 会)

第7条 総会は、毎年1回開催し、事業報告・決算報告、事業計画・予算案の審議および役員改選を行う。

(役員会)

第8条 役員会は必要に応じて代表が召集するものとし、総会に提案する議案のほか、会務の執行に必要な事項を協議する。

(経 費)

第9条 砂丘クラブの活動経費は、会費、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 砂丘クラブの会計年度は、毎年3月1日から翌年の2月末日までとする。

(付 則)

この規約は、平成13年1月1日に制定

この規約は、平成31年3月2日から適用する。(全部改正)